

2014年2月25日

消費者担当大臣 森 まさこ 様
消費者委員会 御中
消費者庁 御中

適格消費者団体（略称KC's）
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 榎 彰 徳

【連絡先（事務局）】

〒540-0033 大阪市中央区石町一丁目
1番1号天満橋千代田ビル
TEL 06-6945-0729 FAX 06-6945-0730
メールアドレス info@kc-s.or.jp
ホームページ <http://www.kc-s.or.jp/>

景品表示法の改正に関する意見

第1 意見の趣旨

- 1 景品表示法を改正し、①事業者の表示管理体制の強化、②行政の監視指導体制の強化、③違反事案に対する課徴金ないし経済的不利益賦課制度の新たな措置の導入を直ちに図ること
- 2 上記課徴金等制度導入において、徴収された課徴金ないし経済的不利益賦課金（以下「課徴金等」という）は、国庫の一般会計に帰属させるのではなく、納付金をしかるべき部門で保管し、消費者被害回復の支援のために支出される制度とすること。例えば消費者裁判手続特例法の担い手となった特定適格消費者団体に対する、被害回復のために必要な、①保全処分手続きにおける予納金の貸与、②通知公告費用の支給などが考えられる。

第2 意見の理由

- 1 2013年10月以降、ホテル、百貨店等において多くの食品に係る不正表示問題が明らかとなった。これは、食品に対する消費者の信頼を根底から揺るがすものであり、安心して安全に生活できる社会の実現にとって重大な問題であり、その防止に直ちに取り組む必要がある。

政府は、2013年12月9日、食品表示等問題関係府省庁等会議において、新たな法的措置の検討を含む対策パッケージを取りまとめた。その中で、緊急に対応すべき事項については、次期通常国会に法案を提出することを目途として景品表示法の改正を行うこととした。

当団体としても、今回の問題は食品表示のみの問題とせず、日本だけでな

く海外も含めた消費者の表示全体への信頼の問題としてとらえ、その信頼を確保するために、消費者庁を中心として政府が取り組むとしている以下の景品表示法の改正を直ちに行うことを強く求める。

- (1) 事業者の表示管理体制の強化
- (2) 行政の監督指導體制の強化
 - ①消費者庁を中心とする国における体制強化
 - ②措置命令の導入など都道府県知事の権限強化
- (3) 違反事案に対する課徴金等の新たな措置の導入

2 独占禁止法等で導入されている課徴金は国庫に入り、その用途は特定されていない。しかしながら、景品表示法は消費者庁の所管とされ、その立法趣旨も、公正競争の確保だけでなく、消費者の権利確保やその保護などがあると考えられる。景品表示法に課徴金等制度を設けるに当たっては、課徴金等が、消費者被害の回復のためや、消費者利益の確保に活用されるべきである。

課徴金等を当該被害者に分配する制度も考え得るが、被害者の損害賠償とは無関係に課せられる課徴金等の性格、2013年12月に制定された消費者裁判手続特例法が少額多数被害の被害回復のために活用されていくと考えられるが、これとの関係においては、不正表示の場合、被害を受けた消費者の特定や立証が困難であったり、あるいは個々の消費者が蒙った被害相当額の評価・算定が難しい場合や、金額が少額に過ぎることで返金等の処理が合理的でない場合も多いと考えられ分配に当たり検討すべき課題が多い。今後、これらの検討を続ける必要があるが、現時点では、不当に得られた利益を当該事業者に残させないため、当該被害者への分配に限定することなく、広く消費者被害救済に活用するための基金としていくべきである。

消費者裁判手続特例法の付則第4条で、政府は特定適格消費者団体による被害回復関係業務の適正な遂行に必要な資金の確保、情報の提供その他の特定適格消費者団体の支援のあり方について速やかに検討して、必要な措置を講じることが求められているところである。消費者裁判手続特例法の活用において、特定適格消費者団体が多く被害者の被害回復のために支出する予納金や通知公告費用の確保が課題となっている。景品表示法に導入される課徴金等が、かかる資金の貸与や提供などに充てられることによって、消費者裁判手続特例法の実効性は大きく向上し、多数の消費者の被害回復に資することとなる。

このように、景品表示法の課徴金等が広く消費者被害の救済に活用されるよう制度設計されるべきである。

以上